令和８年厚木市農業委員会８月定例総会議事録

日　時　　令和８年８月25日　火曜日　午後１時30分から午後２時まで

場　所　　農業委員会会議室

出席者　　会長
　13番　山　川　宏　司
農業委員
　１番　小　池　よし子　　２番　常　盤　　悟
　３番　大　塚　孝　雄　　４番　三　橋　能　弘
　５番　市　川　秀　夫　　６番　髙　澤　友紀子
　７番　大　貫　昭　司　　８番　伊　藤　洋　文
　９番　庄　司　隆　行　　10番　髙　瀬　正　美
　11番　神　﨑　吉　男　　12番　山　口　　泉（会長職務代理者）

事務局出席者　事務局長　専任主幹　農地管理係長　都市農業支援担当
　農地管理係主査

議事日程
１　市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告12件）
２　農地法第３条の３の規定による届出について（報告８件）
３　登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について（報告２件）
４　農地法の適用を受けない土地の証明について（報告３件）
５　議案第30号　農地法第５条の規定による許可申請について（４件）
６　議案第31号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について（13件）
７　議案第32号　「令和９年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和９年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について

〈議長〉
ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和８年厚木市農業委員会８月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

〈議長〉
それでは、５番の市川秀夫委員、６番の髙澤友紀子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程１、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉
ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。
今回報告する対象は、７月11日から８月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。
それでは、農地法第４条及び第５条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
農地法第４条につきましては、６件、10筆、面積は1,659.27平方メートルです。
農地法第５条につきましては、６件、８筆、面積は2,548平方メートルです。
農地法第４条及び第５条の総計は、12件、18筆、面積は4,207.27平方メートルです。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
説明は、以上でございます。

〈議長〉
ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉
ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程２、「農地法第３条の３の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉
ただいま議題となりました「農地法第３条の３の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、７月11日から８月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。
被相続人は８人、農地の所有権を取得された相続人は８人、筆数は延べ18筆、面積は延べ7,360.95平方メートルでございます。あっせんの希望は、１件でございます。
説明は、以上でございます。

〈議長〉
ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉
ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程３、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉
ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。
御報告する案件は２件でございます。
ともに横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。
１番でございます。
本件は、令和８年６月17日付けの案件で、土地の所在地は、飯山字田野崎２筆、登記地目はともに畑、合計面積は242.29平方メートルです。
所有者は、飯山にお住まいのＡさんでございます。
調査しましたところ、当該地につきましては、平成６年に分筆前の筆の一部は、農業用倉庫として農地転用許可済みであり、現況が非農地であることを確認しました。ただし、本照会の分筆後の区域が、当時（平成６年）の一部農地転用許可済みの区域と合致するかは不明であるため、その旨調査結果に記載しております。
また、神奈川県に確認したところ、原状回復命令を行う予定はございません。
続いて２番でございます。
本件は、令和８年６月29日付けの案件で、土地の所在地は、三田字観音１筆、登記地目は畑、面積は158平方メートルです。
所有者は海老名市扇町にお住まいのＢさんでございます。
調査しましたところ、当該地につきましては、現況が非農地であることを確認いたしましたが、農地転用の履歴はありませんでした。
また、神奈川県に確認したところ、原状回復命令を行う予定はございません。

以上２件について、国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

説明は、以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程４、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は３件でございます。

初めに１番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのＣさん、対象地は上荻野字久保３筆、登記地目は全て畑、合計面積は535平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和初期から住宅敷地として使用し、昭和61年に建て替えをして、現在に至るもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、髙澤友紀子委員及び髙瀬正美委員に資料等による確認をいただいたものです。

続いて２番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのＤさん、対象地は三田字宮ノ上１筆、登記地目は畑、面積は42平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成５年頃から道路の一部として使用し、現在に至るもので、平成29年度固定資産評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたものです。

最後に３番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのＥさん、対象地は上荻野字王子原１筆、登記地目は畑、面積は136平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和55年頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至るもので、平成29年度固定資産評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、髙澤友紀子委員及び髙瀬正美委員に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

〈議長〉
ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉
ないようですので、次に進めさせていただきます。
次に、日程５、議案第30号「農地法第５条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主査〉
ただいま議題となりました議案第30号「農地法第５条の規定による許可申請」について、御説明いたします。
お諮りする案件は４件でございます。
初めに１番でございます。
対象地は飯山字松堂１筆、登記地目は畑、面積は1,266平方メートルの内847.98平方メートルです。
受人は東京都江東区新砂１丁目の株式会社Ｆ代表取締役Ｇさん、渡人は宮の里２丁目にお住まいのＨさんです。
本申請は、賃借権設定による仮設道路設置のための一時転用許可申請であり、一時転用期間は令和８年10月１日から令和11年９月17日までの３年間です。
また、本事案は、令和４年12月23日に、令和７年12月22日までの３年間で一時転用許可を受けており、その後、特別な事情によるやむを得ない理由から一時転用の期間延長をすべく、県の農地転用許可基準４－(2)に基づき工事進捗状況報告書の提出があり、令和７年12月23日から令和８年７月27日までの一時転用となっておりました。
なお、現在、現地は畑として農地復元されており、再度、農地の一時転用許可申請があったものです。
農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地です。
受人はＩ株式会社から、スポーツ施設改修工事の依頼を受けていますが、工事車両が１日約 300台通行するため、場内外の出入りを安全かつ利便性を考慮し、通行可能な工事車両通行用の仮設道路を設ける必要があることから、一体利用する仮設道路用地とともに選定し、その一部である本申請地となる農地の部分を今回申請されました。
申請地につきましては、北側、東側及び西側はゴルフ場敷地、南側は畑に接しております。
隣接地等への被害防除措置として、工事車両の通行部分に鉄板を設置し、畑に接する南側に土嚢を積み、隣接地への土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。
農地法第５条第２項第４号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。
続いて２番でございます。
対象地は棚沢字川原付３筆、登記地目は全て田、合計面積は1,439平方メートルです。

受人は東京都町田市木曽東１丁目の株式会社Ｊ代表取締役Ｋさん、渡人は棚沢にお住まいのＬさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地です。

受人は東京都町田市に事業本所を置く、建設機械関係車両のリース業を主な事業とする法人で、近年、リース車両の需要増加に伴い、リース車両を保管する駐車場が不足しており、新たな駐車場を設ける必要があることから、申請されました。

申請地につきましては、北側は水路及び送電用鉄塔用地、東側及び南側は道路、西側は農地転用済みの駐車場に接しております。

南東側の市道交差点部分を出入口とし、全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、水路及び送電用鉄塔用地に接する北側及び駐車場に接する西側には、鋼板柵を設置、また、道路に接する東側及び南側には出入口部分を除き、地先境界ブロック及び溝を設置し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第５条第２項第４号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、承認済みでございます。

続いて３番でございます。

対象地は三田字八幡前１筆、登記地目は畑、面積は399平方メートルです。

受人は伊勢原市高森３丁目にお住まいのＭさん、渡人は三田にお住まいのＮさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅となる自己住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第３種農地です。

受人は伊勢原市在住の個人で、現在の住まいが耕作地から遠く営農の効率が悪いこと、また、本家の祖父は目が不自由なことから、本家のサポートには介護が必要で、本家は申請地と同じ三田地内ですが、距離が遠く介護には不適であることから、耕作地及び本家がある三田地内に自己住宅を建築するため、申請されました。

申請地につきましては、北側及び西側は道路、東側及び南側は畑に接しております。

道路に接する西側の一部を出入口とし、自己住宅を建築する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する北側及び畑に接する南側には、コンクリートブロックを設置します。また、畑に接する東側は、隣地に既設のコンクリートブロックが設置されており、道路に接する西側は、出入口を除き既設 RC 擁壁が設置されているため、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第５条第２項第４号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が 500 平方メートル以下ではございますが、市街化調整区域内における建物の建築が生ずることから、都市計画法による開発許可を要し、また、市の住みよいまちづくり条例の対象にもなっており、手続き中でございます。

最後に４番でございます。
対象地は及川字三河尻２筆、登記地目はともに田、合計面積は1,034平方メートルです。
受人は山際の株式会社Ｏ代表取締役Ｐさん、渡人は妻田西１丁目にお住まいのＱさんです。
本申請は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。
農地区分は、300メートル以内に睦合西地区市民センターが存する第３種農地です。
受人は市内に事業本所を置く、土木・建設業を主な事業とする法人で、今まで資材置場として賃借していた土地を返却することになり、新たな資材置場が必要となったことから、申請されました。
申請地につきましては、北側及び南側は田、東側は河川、西側は道路に接しております。
道路に接する西側を出入口とし、全面転圧・砕石敷する計画でございます。
隣接地等への被害防除措置として、出入口を除く四方すべてに既設の鋼板柵が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。
農地法第５条第２項第４号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。
他法令につきましては、本申請は開発面積が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続き中でございます。
また、本申請地の一部が河川保全区域内のため、河川法の許可申請中です。
説明は、以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉
説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何かご質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉
ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程５、議案第30号「農地法第５条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決　挙手全員〕

〈議長〉
挙手全員。
よって、日程５、議案第30号「農地法第５条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。
次に、日程６、議案第31号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当〉
ただ今議題となりました、議案第31号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。
今月は貸借の開始期が令和８年10月１日のものについてお諮りいたします。
お諮りする案件は、13件、23筆、合計面積は16,306平方メートルでございます。
権利の種類別では、賃借権が１件、使用貸借権が12件、設定期間については、３年間が13件となっております。
従前の農用地利用集積計画からの移行が７件、新規が６件となっております。
なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第５項に規定する要件を満たしているものでございます。
説明は、以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉
説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉
ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程６、議案第31号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の１番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決　挙手全員〕

〈議長〉
挙手全員。
よって、日程６、議案第31号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。
次に、日程７、議案第32号「令和９年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和９年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」についてを議題とします。
始めに、本議案についての所管担当理事である市川農政担当理事の説明を求めます。

〈市川農政担当理事〉
ただいま、議題となりました議案第32号「令和９年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和９年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明いたします。
本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第１項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する意見、農林業施策及び予算に関する要望について、厚木市長に提出するものでございます。

６月25日に開催いたしました農政対策検討会で決定した意見及び要望の要領に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から、農地等利用最適化の推進に関する意見では「農地等利用最適化推進施策について」など３つの大項目、農林業施策及び予算に関する要望では「都市農業の振興策について」など５つの大項目に加え、「食料品の消費税減税について」の新規大項目に係る御意見・御要望を御提案いただきました。

先般８月７日に農政対策検討会を開催し、取りまとめを行ったものを本日議案として上程させていただきました。

今回は、新たな項目も設けております。

詳細につきましては、事務局からの説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

市川農政担当理事、ありがとうございました。

続けて、事務局の説明を求めます。

〈農地管理係長〉

「令和９年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和９年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について御説明申し上げます。

内容につきましては、８月７日に開催いたしました農政対策検討会において、御検討いただきました意見・要望の内容に加え、３か所の修正を反映したものでございます。

意見・要望の項目数としましては、26項目。内訳としましては、新規が２件、一部新規が６件、継続が18件となっております。

決定後、９月10日に市長へ提出することとなります。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程７、議案第32号「令和９年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和９年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決　全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程７、議案第32号「令和９年度厚木市農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「令和９年度厚木市農林業施策及び予算に関する要望」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和８年厚木市農業委員会８月定例総会を閉会いたします。

令和８年８月25日

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿